

# 越谷まちづくりフォーラム ～自治基本条例を私たちがつくろう～

◇日時 **平成20年2月10日(日)**

13時～16時(開場 12時30分)

☆手話通訳があります。

◇場所 **越谷市中央市民会館5階 第2・3会議室**

◇内容 **(1)寸劇「what's the自治基本条例？」**  
勉強会参加者有志で脚本を書き、演じます。

**(2)基調講演**

テーマ「自治基本条例がもたらす

協働のまちづくりとは」

特定非営利活動法人 日本NPOセンター常務理事

立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科准教授

萩原 なつ子 氏(講師プロフィールは裏面をご覧ください。)

**(3)パネルディスカッション**

テーマ「自治基本条例に期待するもの」

コーディネーター、パネリストは勉強会に参加した市民の方です。

◇定員 **80名(先着順)**

◇申込 **下記問合せ先まで住所、氏名、電話番号を電話、メール、FAX等  
でお申し込みください。**

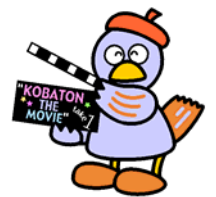
※自治基本条例に関する勉強会の参加者の方もあらかじめ申し込みが必要になります。

※内容につきましては、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

自治基本条例とは、自治の基本理念や市政運営の基本原則、市民や事業者の権利・義務などを定めることから「自治体の憲法」と言われています。

越谷市では、市民の皆さんの運営による勉強会を開催してきました。

自治の意識や条例の必要性をいっしょに考えましょう。



## 条例の内容について検討する審議会委員を募集します。

公募による市民を中心とした審議会において白紙の状態から条例の内容について検討し、その結果を市長へ答申していただきます。

審議会委員の募集についての詳しい内容は、裏面をご覧ください。

問合せ先 越谷市企画部企画課  
住所 〒343-8501 越谷市越ヶ谷 4-2-1  
電話 048-963-9112 (直通)  
FAX 048-965-8028  
E-mail [10021100@city.koshigaya.saitama.jp](mailto:10021100@city.koshigaya.saitama.jp)



## 越谷市自治基本条例審議会委員募集要項

- 1 募集人数 27人以内
- 2 応募資格 市内在住の20歳以上の方  
(他の審議会等の公募による委員、市職員を除きます。)
- 3 応募方法 2月15日(金)(必着)までに、①住所、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号、応募動機、自己PRを簡潔に記入した書類と②「自治のあり方について」をテーマにした作文(800字以内)を越谷市企画部企画課まで提出してください(郵送・メール可)。なお、提出書類は返却いたしません。
- 4 その他 審議会は、4月から12月(予定)まで、月に2~3回程度平日の夜間や休日を予定しています。

※作文等による選考後、候補者が定員を上回った場合には、公開による抽選を行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。選考結果は、本人あてに文書でお知らせします。

「審議会」とは…地方自治法に基づく附属機関として条例で設置する合議制の機関です。審議会は、市長の諮問に応じて審議等を行い、答申します。また、審議会の委員は、非常勤の地方公務員となります。

### ■基調講演講師プロフィール

#### 萩原 なつ子(はぎわら なつこ)

特定非営利活動法人 日本NPOセンター常務理事  
立教大学社会学部社会学科准教授  
立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科准教授  
博士(学術)



1956年山梨県生まれ。お茶の水女子大学大学院修了(学術博士)。(財)トヨタ財団アソシエイト・プログラム・オフィサー、東横学園女子短期大学助教授、宮城県環境生活部次長、武蔵工業大学環境情報学部助教授を経て、2006年4月より立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科助教授。専門は環境社会学、ジェンダー研究、市民活動論。(社)環境生活文化機構理事、2004年7月より特定非営利活動法人日本NPOセンター常務理事。

